

後期高齢者医療制度

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。

**8月から、
保険証は水色に変わります**

8月1日から使える新しい保険証を、7月下旬に送付します。

8月以降は新しい保険証を提示してください。

8月になっても新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

負担割合は毎年判定します

新しい保険証から窓口負担の割合などが変更になる場合があります。

医療機関での負担割合（1割・2割・3割）は、前年（令和5年）の所得状況により判定しています。



**限度額適用認定証、
限度額適用・標準負担額減額認定証**

令和6年度も引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して送付します。

新たに認定証の対象になる人は申請が必要です

課税所得が145万円以上690万円未満の人とその同一世帯の人

認定証を申請

限度額適用認定証の交付

窓口負担が自己負担限度額までになります。

市民税非課税世帯の人

認定証を申請

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

入院時に窓口で認定証を提示

窓口負担が自己負担限度額までになり、食費が減額されます。

対

▽市民税非課税世帯の人
▽課税所得が145万円以上690万円未満の人とその同一世帯の人

申請に必要なもの

保険証、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの
※本人・世帯主以外が申請する場合は委任状を持参してください。

申問

▽市民課
(☎44-9145)
▽上下支所市民生活係
(☎62-2114)

**保険料額の決定通知書を
7月中旬に送付します**

令和6年度の後期高齢者医療保険料は、令和5年度の所得を基に計算しています。

納付方法

保険料の支払い方法は、原則、公的年金からの天引きになります。



詳しくはこちら

問

▽広島県後期高齢者医療広域連合業務課
(☎082-50213010)
▽市役所税務課
(☎44-9126)

**制度見直しに伴う
コールセンターの設置**

令和6年4月から後期高齢者医療制度の見直しに伴う国におけるコールセンターが設置されました。制度の見直しについて、不明な点があれば、電話してください。

電話番号

0120-122-140
(フリーダイヤル)

対応時間

9時～18時

設置期間

令和7年3月31日まで
※日曜日、祝日、年末年始は除く。